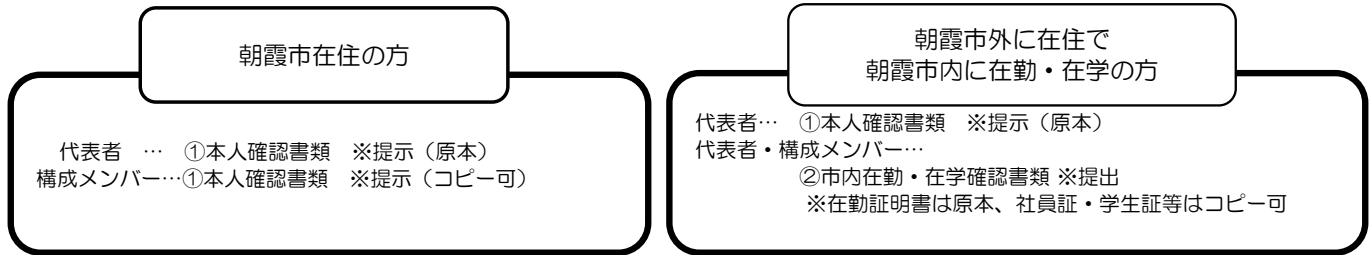


本人確認書類について

朝霞市体育・公園施設利用団体登録をする場合、下記の本人確認書類が必要です。

○団体登録申請の代表者の本人確認書類（原本）及び市内在勤・在学の場合は確認できる書類

○構成メンバーの中で市内条件に該当する方、全員の本人確認書類等



①本人確認書類

氏名・生年月日・自宅住所（※1）が記載されており、有効期限内の以下のものいずれか1点が必要です。

【例】

- ・健康保険証/運転免許証（裏面に記載がある場合は裏面も必要です。）
- ・パスポート（「名前欄」と「住所欄」が必要です。）
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）（※2）（コピーは表面のみ可・通知カードは不可）
- ・官公省が発行した免許証
- ・社員証/職員証
- ・学生証
- ・特別永住者証明書（外国人登録証明書）
- ・在留カード
- ・障害者手帳/療育手帳

※1 朝霞市内の自宅住所が掲載されているものまたは、住民票を併せて提示してください。

記載がない場合、3カ月以内に発行された本人名義の公共料金領収書（ガス・電気・水道・固定電話）で自宅住所が記載されているものを併せてご提示ください。

※2 裏面には個人番号の記載があるため、法令で定められてた場合を除き、コピーやその他、個人番号の収集にあたる行為を行うことはできません。

※ 住民票は補足資料としては使用できますが、本人確認書類として使用できません。
ただし、代表者の同居家族に限り、本人確認書類に使用できます。

②朝霞市内に在勤・在学されている方

氏名・勤務先・通学先住所が記載されており、有効期限内の以下のものいずれか1点必要です。

- ・社員証/職員証（※3）（※4） **※名刺は補足資料の扱い**
- ・学生証/在学証明書
- ・在勤証明書（3カ月以内のもの）（※3）（※4）

⇒必要事項の記載があれば会社所定の様式も可。必要に応じて所定様式をHPからダウンロードしてご利用ください。

※3 記載されている事業所住所が朝霞市内でない場合、補足情報として勤務先住所が記載されている名刺等を併せてご提出ください。

※4 事業所が朝霞市内にあると証明できるものを併せてご提出ください。

※ 社員等が常勤していない倉庫や資材置場などは事業所としては認められません。

※ 建設現場等で期間限定で働いている方は在勤となりません。

在勤の場合は、記載されている事業所に確認の連絡をする場合がありますので予めご了承ください。